

医療費・介護費用の自己負担を軽減

《高額医療・高額介護合算療養費制度》

世帯内の同一保険（国民健康保険、社会保険 被用者保険、後期高齢者医療制度など）の各加入者が1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療費と介護費用の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた金額を支給します。これは、医療と介護サービスを両方利用している世帯の負担を軽減する制度です。



支給対象

医療費と介護費用の自己負担額があり、両方合わせた自己負担限度額が下表を超えている世帯。

<注意>

ここでいう「世帯」とは住民票上の世帯ではなく、7月31日時点で加入している医療保険制度が同じ場合のことを言います。

例えば、夫婦でも一方が「後期高齢者医療制度」、もう一方が「国民健康保険」のケースなど、加入する医療保険制度が異なる場合は、住民票上同じ世帯であっても合算されません。

計算する期間

毎年8月から翌年7月までの12カ月間。

自己負担限度額

| | 75歳以上の世帯 | 70歳～74歳の世帯 | 70歳未満の世帯 |
|------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|
| 加入している保険 | 後期高齢者医療制度 + 介護保険 | 社会保険または国民健康保険など + 介護保険 | 社会保険または国民健康保険など + 介護保険 |
| 現役並み所得者 上位所得者 | 67万円（89万円） | 67万円（89万円） | 126万円（168万円） |
| 一般 | 56万円（75万円） | 56万円（75万円） | 67万円（89万円） |
| 区分 | 31万円（41万円） | 31万円（41万円） | 34万円（45万円） |
| 区分 | 19万円（25万円） | 19万円（25万円） | |

（ ）内の金額は平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月を支給対象期間とする場合の自己負担限度額です。

現役並み所得者（70歳以上）

健康保険の場合：標準報酬月額（一定期間の報酬の平均額から定められるもの）が28万円以上など。

国民健康保険・長寿医療制度の場合：課税所得145万円以上など。

上位所得者（70歳未満）

健康保険の場合：標準報酬月額53万円以上。

国民健康保険の場合：世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える。

区分

住民税非課税の世帯。

区分

世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がないなどの方（年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）

一般

上記のいずれにも該当しない方。